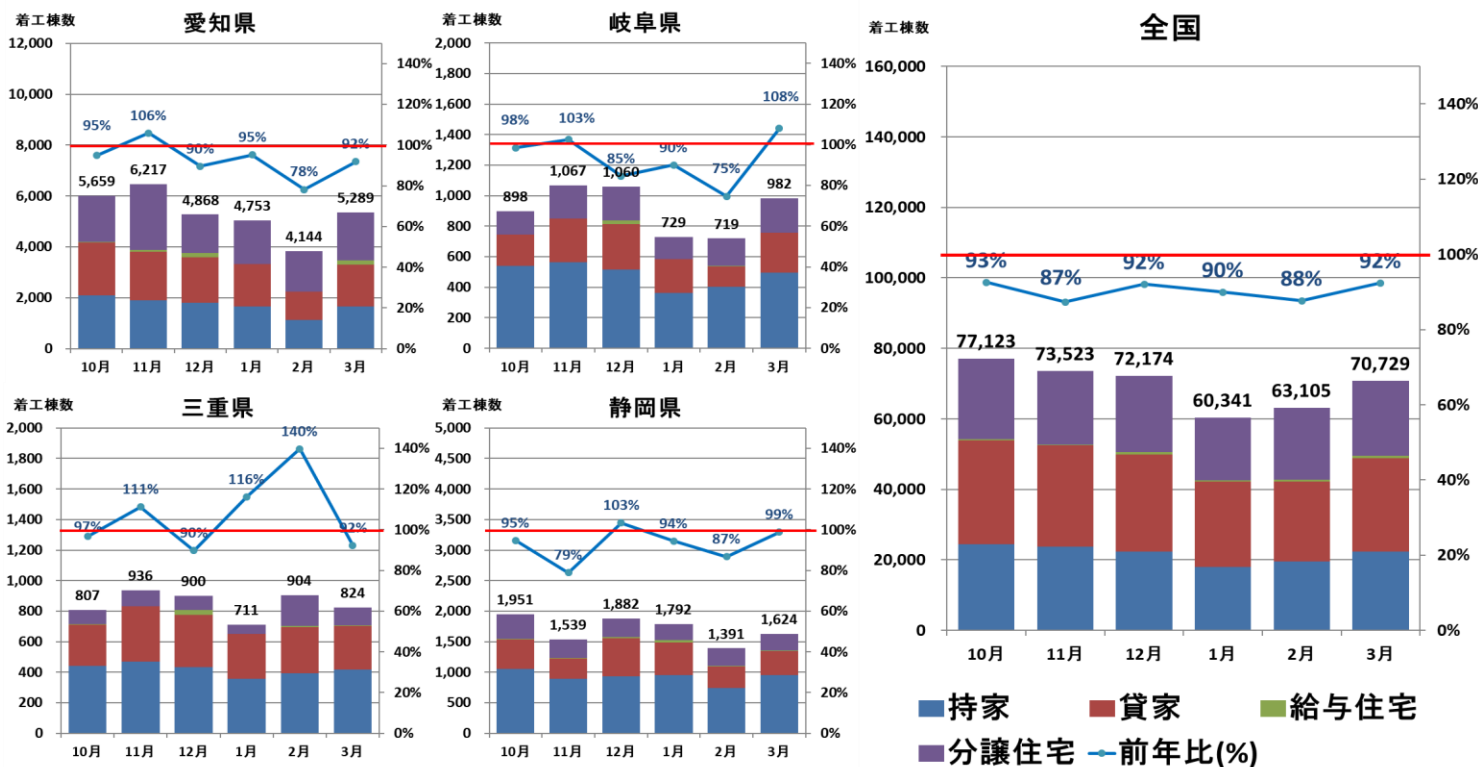


## 東海4県の着工推移



出典:着工データ 国土交通省

## 次世代住宅ポイント制度の実施状況 (令和2年4月末日時点)

ポイント発行状況 (令和2年5月15日国土交通省発表)

|       | 令和2年4月  |                 | 累 計      |                 |
|-------|---------|-----------------|----------|-----------------|
| 新 築   | 42,938戸 | 14,161,213千ポイント | 127,001戸 | 42,720,682千ポイント |
| リフォーム | 53,693戸 | 3,547,240千ポイント  | 194,818戸 | 10,870,516千ポイント |
| 合 計   | 96,630戸 | 17,708,453千ポイント | 321,819戸 | 53,591,198千ポイント |

新型コロナウイルス感染症の影響により事業者からやむを得ず受注や契約を断られるなど  
 令和2年3月31日までに契約できなかった方について、**令和2年4月7日から8月31日までに**  
**契約**を行った場合、ポイントの申請が可能です。

新型コロナウイルス感染症対応による申請は**2020年6月1日から2020年8月31日まで**  
 となります。(事業予算に達し次第終了予定)

詳細は「次世代住宅ポイント事務局」新型コロナウイルス感染症対応のHP <https://2020.jisedai-points.jp/>でご確認ください。

# 【新型コロナウイルス感染症対策】国交省の対応について

暫定的な措置として、**建築士法に基づく重要事項説明**について、対面ではない、ITを活用した実施が可能となりました

新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、対面ではなく、テレビ会議等のITを活用して重要事項説明を行う「IT重説」についても、当面の暫定的な措置として、建築士法に基づく重要事項説明として扱われることになりました。

## 国土交通省 住宅局建築指導課【Press Release】より抜粋

本制度については、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面による説明が困難化している実情等に鑑み、**当面の暫定的な措置として、別紙の指針に即した形で行われる、テレビ会議等のITを活用した重要事項説明を行う「IT重説」を行った場合についても、建築士法に基づく重要事項説明として扱うことといたしました。**

なお、指針においてはテレビ会議等のITを活用することを前提としていますが、建築主において必要な環境を整備することが困難であるなど、やむを得ない事情がある場合には、重要事項説明を事前に録画したメディアを送付し、質疑に関しては電話等で対応するなどの柔軟な対応についても、事態に鑑み同項の規定に基づく説明として扱って差し支えないことといたします。

## 工事現場等での感染予防対策（都道府県・政令市・建設業団体あて）

○建設現場やオフィスにおける、感染予防対策の基本的事項について、**令和2年5月15日時点**「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を作成し、周知。

（令和2年5月14日国土建第18号等）

○施工中の工事の現場等において、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、現場でのマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、受注者を通じてすべての作業従事者等の健康管理に留意するよう依頼

○コロナウイルス感染症の感染者（感染の疑いのある者を含む。）及び濃厚接触者があることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、都道府県等の保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置が講じられるよう依頼

（令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月4日国土入企第7号等）

○建設工事の現場では、元請事業者はじめ、施工に携わるそれぞれの立場で、極力、「三つの密」の回避や影響の軽減がなされることが重要。特に、建設現場での朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業などについて、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、「三つの密」の回避や影響緩和のための対策徹底等について依頼（**建設現場の「三つの密」回避等の取組事例についても周知**）

（令和2年4月8日国土入企第6号、令和2年4月17日国土建第7号、令和2年5月4日国土入企第7号）